

渋谷区(6/20)、国分寺市(6/25)における公契約条例の制定に  
関する連合東京・事務局長談話 2012/06/27

日本労働組合総連合会・連合東京連合会  
事務局長 須永謙治

1) 23区内初となる「渋谷区公契約条例」は6月20日日本会議において可決(反対議員2名)、来年1月1日施行される。続く25日午前、全国6番目の公契約条例としての「国分寺市公共調達基本条例」が全会一致で可決され、6月以内の施行が決定した。これで、すでに昨年12月条例制定、4月施行の多摩市条例を含めて都内3市区での制定となった。

両条例とも労働者等の適正な労働条件の確保の法令遵守を求め、今後、労働者委員が入る審議会ないし委員会で指定された公契約で働く者の最低賃金額が確認されるが、下請け、個人請負を含めて対象として、調査や違反の労働者の申し出、不利益取り扱い禁止、是正措置、制裁、契約解除、損害賠償までを備える条例をなっている。

この両自治体における条例制定が、現在、検討が進められている他の市区に大きな影響を与え、取り組みの加速が期待される。

2) 渋谷区、桑原区長の大きなリーダーシップの下にこの6月議会で検討、議論されて条例制定された。渋谷区その対象範囲が現在、「工事請負」=公共工事に限定されたものとなっており、今後、そのたの委託、指定管理までの範囲拡大への検討実施を期待したい。

特徴としては、契約当事者と同様に下請負者にも諸義務と立入、命令などが行われる規制側面が強いものとなっている。

3) 国分寺市における条例は、一昨年の夏に条例案がパブリックコメントに付され、以降、総務委員会審議から秋の議会での採択は見送られ継続審議、以降これまで約2年間、審議過程でも様々な事項への意見、審議、調査が繰り返されての全会派一致という道を辿った。

「国分寺市公共調達条例」は、広義の公契約に立場で「調達」を定義、第1条(目的)幅広く公契約-調達全体を規定する。その内容も「社会的責任を自覚」「市政及び地域社会の発展に寄与」、2条10項「社会に尊重される価値」、第6条「公共調達における協働」で理念が示されている。

規定上された各事項、労働者等の労働条件を尊重・順守する者が応札する、下請けにも遵守させる義務を有する(連帯責任)という構成は、多摩、川崎、相模原と条例の基本的考え方を共有している。

4) 多摩市で条例項目となった委託契約者が変わった場合でもそこで働く者が希望する場合の継続雇用という連合が求める重要な課題は両条例には入らなかった。条例と労働者等の賃金・報酬支払い下限度適用の範囲(契約額条件、対象者条件)を如何に広げるかなどと同様に、規制のあり方(契約自由の原則の中、受注者との合意に基づく契約上の義務遵守、それとも公権力的規制か?)など課題も多い。審議会(委員会)労働者委員の責任者の選出課題もある。

市民、業者、労働者全体の理解を得て、地域貢献の大きな条例とするための条例の性格・理念形成には時間をかけた議論の醸成が必要で、多摩市モデルとも言える条例制定までの公式な公労使審議や市民へのパブコメ手続きなどが基本的に必要だと考える。

条例制定が各地で検討される中、連合東京は基本的考え方を確認(『東京モデル』)して、各地の取り組みにあたる。(別紙) (本件問合せは労働局、傳田)

# 公契約条例への取り組み・東京モデル

連合東京・労働局作成

2009年の野田市における「公契約条例」制定後、翌年の川崎市での条例化、昨年11月には多摩市で都内初の制定、相模原市の条例化が続いた。

この6月、渋谷区長の強いリーダーシップで23区初の公契約条例が制定、市民に条例文を掲げ2010年夏にパブリックアウトを行って今日まで継続審議してきた国分寺市が同じくこの6月議会で全会一致で可決された。

世田谷区が有識者の審議会を来年夏に終え条例を結論づける、条例制定に向けて庁内検討会で議論しているのは、三多摩地区では八王子市、町田市で区部では足立区などがあり、府中市、中野区などでは議員学習会や各地で労組の学習会がなされている。

連合東京は、各地域協議会で「公契約条例制定」を区市への政策要請事項としてしたが、ここに先行した好事例をもとに条例制定に向けたアプローチモデルで提案する。

## (ステップ)

1. 公契約とはなにか、性格と理念について学習する  
連合、関係労組、関係議員、市民、有識者などのメンバーによる促進GRP核、形成
2. 条例制定の意義を広い視野の中で、一部の自治体との契約に止まらず役立たせる視点の醸成  
(自治労、建設関係労組、連合の取り組みではなく、広く民間労組にも必要という意識)
3. 首長のリーダーシップを引き出すための方策を検討  
連合を中心とする「促進グループ」の首長との懇談や地区協議会による政策要請、シンポジウム開催など
4. 核心的な条例内容を中心にあまりに広範囲な条例とすることによる反対を防ぐ  
(=小さく産んで大きく育てるという意識で=)
5. 条例内容検討段階から審議会・検討委員会を設置(当局、有識者、業界、組合の構成)での検討委員会で条例内容検討を進める。建設、委託関係業界の使用者代表を大事に
6. 審議会委員と連携する促進グループ代表からなる対策会議を並行して開催し、条例内容を検討し、審議会に意見反映させる
7. 全会派一致をめざす、議会対策  
友好議員との大きな連携
8. 条例制定後も審議会を継続させ、条例内容の豊富化を図り、連合役員を参加させる  
(必須)

## (連合東京)

1. 条例制定自治体の審議会委員は当該ブロック地協が責任をもって選出
2. 連合東京、各ブロック地協政策委員、審議会委員（なった地区、なる地区）による連絡協議会を設置し、情報・意見交換をはかる。
3. 条例必須項目の整理と統一的要請（連合モデル条文を参考に）
  - ・市、区と契約主体の契約上の平等性
  - ・労働条件（労働者の賃金下限、労働条件遵守の抵触法規の明記：労基法、労働法、パート法、育児・介護などなど） 職種別賃金下限を継続検討
  - ・委託企業の変更時などで対象業務における継続雇用を原則可能に
  - ・企業のコンプライアンス遵守の担保措置、違反行為への対策と対応  
受注者に対する検査、質問、調査、是正措置命令、報告義務、解除、違約金  
労働者の申し出権、不利益取り扱い禁止
  - ・労使参加の審議会
    - \* など今後とも整理する

